第２章　無線局の免許等

1　無線局の開設

無線局を開設しようとする者は、**総務大臣の免許**を受けなければなりません。ただし、**発射する電波が著しく微弱**な無線局で総務省令で定めるもの（※）など電波法第４条（無線局の開設）ただし書きに定めるものについてはこの限りではありません。

また、電波法の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から２年経過しない者については、総務大臣が免許を与えないことができます。

POINT

※発射する電波が著しく微弱な無線局のうち主なものは、当該無線局の無線設備から３メートルの距離において、その電界強度が次のものを満たす無線局です。

①322MHz 以下：毎メートル **500** マイクロボルト
②322MHz を超え 10GHz 以下：毎メートル **35** マイクロボルト

⑴　免許の申請

免許を受けようとする者は、以下の事項を申請書に記載し、総務大臣に提出しなければなりません。

①目的
②**開設を必要とする理由**
③通信の相手方及び通信事項
④無線設備の設置場所
⑤電波の型式並びに**希望する周波数の範囲**及び空中線電力
⑥希望する運用許容時間
⑦無線設備の工事設計及び**工事落成の予定期日**
⑧運用開始の予定期日

⑵　予備免許

免許の申請があった場合、総務大臣は、電波法第７条（申請の審査）の規定により審査（※）した結果、その申請が同条第１項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して無線局の予備免許を与えます。

①**工事の落成期限**
②電波の型式及び周波数
③識別信号
④**空中線電力**
⑤**運用許容時間**

※電波法第７条の規定により総務大臣が基地局の免許の申請書を受理したときに審査する事項は次のとおりです。

①工事設計が電波法第３章に定める**技術基準に適合**すること。
②**周波数の割当てが可能**であること。
③主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
④総務省令で定める**無線局（基幹放送局を除く）の開設の根本的基準に合致**すること。

⑶　工事落成期限の延長

総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した**工事落成の期限を延長**することができます。

⑷　工事設計等の変更

予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、**あらかじめ総務大臣の許可**を受けなければなりません。ただし、総務省令で定める軽微な事項についてはこの限りではありません。この場合において、工事設計を変更したときは、**遅滞なくその旨を総務大臣に届け出**なければなりません。

予備免許を受けた者が工事設計の変更をしようとするときは、その変更は、**周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず**、電波法第３章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければなりません。

予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、**あらかじめ総務大臣の許可**を受けなければなりません。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は行うことができません。

⑸　落成検査

予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出てその無線設備、無線従事者の資格及び**員数**並びに時計及び書類について検査を受けなければなりません。この検査は、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者又は登録外国点検事業者が総務省令で定めるところにより行った当該登録にかかる**点検の結果**を記載した書類を添えて届け出をした場合においては、**その一部を省略**することができます。

なお、無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成期限経過後２週間以内に電波法第 10 条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届け出をしないときは、総務大臣は**無線局の免許を拒否**しなければなりません。

2　免許の期間及び再免許

⑴　免許の有効期間

免許の有効期間は、免許の日から起算して**５年**を超えない範囲内において総務省令（※）で定められます。ただし、再免許を妨げません。